

令和元年6月20日現在

機関番号：12603

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2016～2018

課題番号：16K03073

研究課題名(和文) 中央アジア・イスラーム王権の正統性と宗派問題に関する歴史学的研究

研究課題名(英文) A Historical Study on the Legitimacy of Islamic Kingship in Central Asia with a Focus on Sectarian Issues

研究代表者

木村 暁 (Kimura, Satoru)

東京外国語大学・世界言語社会教育センター・講師

研究者番号：00625113

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究はブハラ・アミール国を主な事例として、近世の中央アジア・イスラーム王権がスンナ派正統主義のイデオロギーによっていかに支配を正統化したのか、また、近代以降ロシア帝国の保護統治下でその社会秩序にいかなる変化と動揺が生じたのかを一次史料から跡づけた。そこで生じた動揺は、王権による従来のシーア派禁制(イラン人のおこなうシーア派信仰の禁止・弾圧)が弛緩し、シーア派信仰がブハラのスンナ派社会内で公然化したことに起因していた。現代ウズベキスタンでもイラン人によるシーア派儀礼の公的実施が事実上禁止されている状況(フィールド調査を通じて確認)は、そのような歴史的経験に関係しているとの見通しが得られた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は近世・近代の中央アジア・イスラーム王権による支配の正統化のあり方の検討を通じて、宗派関係が政治権力の存続と社会秩序の維持に重要な意味をもつことを明らかにした。この成果は、ソ連解体後イスラーム復興のただなかにある中央アジア、とくにウズベキスタンの政治と宗教の理解にも少なからず寄与する。国民に宗教の自由を保障する世俗国家ウズベキスタンにおいて、政府の管理統制下にあるムスリム宗務局がスンナ派の正統的な信仰実践を奨励する一方、シーア派住民の信仰の自由が制限される状況は一見いかにも不可解であるが、本研究で得られた知見は、この状況の背景を歴史的連続性の観点から説明することを可能にする。

研究成果の概要(英文)：This study aimed to understand how the legitimacy of Islamic kingship was founded on the orthodox Sunni ideology and what changes occurred in the Muslim societies in Central Asia from the early modern to the modern period, with a focus on the Bukharan case. In the Russian protectorate of Bukhara the social power of Iranians grew gradually despite the repression of their Shiite faith. It irritated the Sunni 'ulama, consequently leading to a sectarian conflict. Currently, the situation in which any public implementation of Shiite religious rites by Iranians has been virtually banned in independent Uzbekistan (confirmed through field surveys) is considered to be related to such historical experience.

研究分野：中央アジア史

キーワード：中央アジア イスラーム王権 正統性 宗派問題 ブハラ イラン人 スンナ派 シーア派

## 1. 研究開始当初の背景

中央アジアはスンナ派地域ではあるが、山岳バダフシャー地方におけるイスマール派のほか、サマルカンドやブハラには12イマーム派のコミュニティが存在しており、これらシーア派のプレゼンスは政治的・社会的にけっして無視することはできない。しかしシーア派に関しての研究は依然不足しており、先行研究においても誤解や不正確な記述が少なくない。

歴史的にみれば、イランにおけるサファヴィー朝の成立(1501年)を機に、政治地図上にはスンナ派の中央アジア王権とシーア派のイラン王権とが隣り合って対峙する構図が浮かび上がった。従来の研究は宗派の相違に目を奪われるあまり、ややもすると両地域を自明のごとく「異宗派の障壁」で分断し、敵対や没交渉の面ばかりを描く傾向にあった。これに対してはある事例をもとに融和の面を強調する批判的研究も現れたが、重要なのは事柄をいたずらに対立/融和の二分法でとらえるのではなく、現に生じた事件や事象の実相を客観的に解明することである。そのさいわれわれは、宗派問題に特有の、実相を見えにくくするある制約に対しても自覚的であらねばならない。それは端的にいえば、中央アジアのスンナ派王権によるシーア派禁制という条件下でおこなわれたシーア派信徒によるタキーヤ(信仰隠し)である。この宗派的慣行は、それ自体が沈黙や偽装をともなうがゆえ、観察者・記述者によって相異なる史料記述を生みだす要因となり、結局のところ研究者の誤解や真相看過につながったといえる。

さらに、ロシア帝国による中央アジア支配、わけてもブハラ・アミール国やヒヴァ・ハン国に対する保護統治がこれら在地のイスラーム王権の内政におよぼした影響もまた、いまだ十分に解明されていない。とくにブハラ・アミール国で起こった宗派関係の劇的な変化は、通時的考察に加えて、中央アジアと域外とを視野に収めた共時的俯瞰を組み合わせることでこそ、その理由と意味を読み解くことができるはずである。

こうした研究史上の限界と課題を克服しようとするとき、これまで有効に活用されてこなかった、場合によってはほとんど手つかずのままの一次史料群を、現地調査を通じて開拓し、分析にかけていくことが求められる。

## 2. 研究の目的

本研究は、16世紀から19世紀半ば(中央アジアにおけるロシア統治開始期)までを近世、それ以降1920年(ソヴィエト革命期)までを近代と措定したうえで、中央アジアの王権がシーア派(ここではとくに12イマーム派を指す)との関係性において特徴的な支配のあり方を示したこれらの時代を対象に据え、次の3点の考察に取り組む。①シャイバーン朝(1500~99年)、アシュタルハン朝(1599~1747年)、マンギト朝(1756~1920年) 前2者はブハラ・ハン国、後者はブハラ・アミール国と通称される 各々の対イラン・シーア派政策が支配の正統化と国内統治に持った意味、およびスンナ派王権イデオロギーと具体的諸政策との連関の諸相。②中央アジア王権下でのイラン人の政治、社会、経済、文化における役割と彼らの法的地位、ならびに制度としての奴隷制の存続形態、暗黙の慣行としてのタキーヤの実践形態、潜在的共同体としてのシーア派の互助形態、③スンナ派とシーア派の相互関係が中央アジア・イラン両地域にまたがっていかに展開したのか、とりわけ中央アジアのスンナ派社会における両者間関係と相互認識の変遷。これら3点の考察を通じて、近世・近代の中央アジアにおける王権とイスラームの関係の諸相をあきらかにし、同地域における時代を超えた政治と宗教の関係性を理解する手がかりをえる。

## 3. 研究の方法

研究目的を達成するために、公刊・未公刊の写本・文書等、利用できるかぎりの多類型、多言語の原典史料を駆使するとともに、支配の正統性と宗派問題に関する古今東西の研究を参照しながら分析を進める。研究目的で挙げた3点の考察課題(以下、①中央アジア王権のスンナ派イデオロギーと諸政策、②中央アジア王権下のイラン人、③中央アジア・イランの宗派関係、と略記)については年度ごとに重点を絞って取り組む。

史料について具体的にいえば、本研究は近世・近代の中央アジア・イスラーム王権と宗派問題にかかわる多類型の史料、すなわち勅撰・私撰史書、旅行記、政治宗教論、詩人伝、人名録、行政文書、法廷文書、銘文(貨幣・印章)、定期刊行物(新聞・雑誌)等を分析にかける。本研究が利用する史料群はその類型ごとに書き手の出身・帰属地域(中央アジア/イラン/欧露・西洋等)の割合、言語(ペルシア語/テュルク語/アラビア語/ロシア語/英語等)の比率、作成年代の分布などが一様でなく、相当の偏りをおのずから抱えているが、これは本研究のテーマに照らした利用可能史料の客観的残存状況に規定される面が大きい。そうした制約があることを率直に認めながら、各史料の性格や書き手の関心・立場の違いに細心の注意を払い、厳密な史料批判と比較考証をおこないつつこれらを併用することで、考察課題の解明に必要な有効な情報を抽出することに努める。

年代記を中心とする史書をはじめ、旅行記、政治宗教論、詩人伝などの叙述史料は手稿本として未公刊のまま残存するものが少なくない。行政文書と法廷文書の類いも手書きの紙片ない

し冊子のかたちで文書館に保存されているケースがほとんどであり、定期刊行物にしてもマイクロフィルム化やデジタル化を経ているものは一部にとどまる。これら未公開の諸史料を利用するには、現物の所蔵機関に直接赴いたうえでこれを閲覧・複写し、分析していく必要がある。

ウズベキスタンを中心とする現地の調査をおこなうにあたって、とくにサマルカンドやブハラなど、現在も一定数のイラン人住民が暮らす地域については、可能な範囲で彼らの共同体の観察やインタビューを試みる。こうしたフィールドワークを文献調査と併用することで、近世・近代と現代とのあいだの連続／断絶／変化の相に光を照射する。

#### 4. 研究成果

本研究は上述の①～③の考察課題におおむね沿って進められ、そこから得られた知見と成果は、ほぼ以下の3点にまとめることができる。

(1) 中央アジア王権のスナ派イデオロギーと諸政策（考察課題①）に関しては、18世紀後半に成立したブハラのマンギト朝を例に、君主シャームラードによる政治的刷新のなかで顕著となるスナ派正統主義イデオロギーの鮮明化が、君主号の変容や「聖なるブハラ」という美称の出現と連動していたことを跡づけた〔学会発表〕 〕概して、ブハラ、ヒヴァ、コーカンドの3政権が鼎立するようになった19世紀の中央アジアに関する歴史研究は、ソ連解体以降、史料状況の好転により活性化しており、そのなかでも王権論研究は重要な位置を占める。そうした近年の注目すべき研究動向については、小文「ウズベク諸ハン国とカザフ」〔図書〕 〕のなかでその概要を示した。

いくつかの同時代史料からは、ブハラとヒヴァの両政権がシーア派地域イラン（ホラーサーン地方）への聖戦をそれぞれ周到に組織し、それがシーア派イラン人の強制移住をともなっていた点でも共通することを確認できる。この点を含め、ブハラとヒヴァの政治体制については比較検討すべき問題が少なくない。そうした比較のための準備作業の一環として、ヒヴァの水利を扱うウズベク語論考の解説・編訳注をおこなった〔その他〕 〕ブハラに比してヒヴァでは治水・灌漑・耕作へのイラン人の動員の度合いが高いように見受けられる（ヒヴァ・ハン国の勅令や行政文書にもこのことの反映を見てとれる〔学会発表〕 〕が、とくにこの点は今後調査を重ねていく必要がある。

(2) 中央アジア王権下のイラン人（考察課題②）に関しては、マンギト朝ブハラ・アミール国における彼らの法的・社会的地位を、ブハラおよびロシアの行政文書やその他多量の史料をもとに検討した〔学会発表〕 〕中央アジアのスナ派社会ではイラン人の相当数が奴隷身分に置かれていたが、ロシアの保護統治下で奴隷解放がおこなわれたことで彼らの法的・社会的地位は目に見えて向上した〔学会発表〕 〕しかし、ハナフィー法学派の公式見解がシーア派信仰の自由を認めることはなく、この点で保護国下のイラン人は被差別の境遇を完全に脱することはできなかった。ブハラのハナフィー・マートゥリーディー主義に支えられた伝統的な司法制度は、革命期にいたるまで基本的にその姿を大きく変えることなく存続したといえる〔学会発表〕 〕

(3) 中央アジア・イランの宗派関係（考察課題③）に関しては、ロシア保護統治下のブハラとガージャール朝治下のイランとのあいだでイラン人の往来が活発化し、シーア派の宗派的紐帯が両地域を結んだことで、ブハラにおいてシーア派信徒の共同体意識や権利主張が高まり、宗派関係が緊張の度を増していった状況を諸史料の記述からあきらかにした〔学会発表〕 〕このプロセスにおいてはシーア派の法慣行の実践がはかられていたことや、アーシューラー儀礼が実施されていたことなども確認できる。これは当然ながらスナ派の守旧派ウラマーを刺激せずにはおかなかった。

ロシア統治期には、直轄領サマルカンドや保護国ブハラに向けて、ガージャール朝下からイラン人の移住の動きがみられた。そのような新来の要素をも呑み込んだサマルカンドとブハラのシーア派イラン人コミュニティは、ソ連時代を経た独立ウズベキスタンにおいても、ある程度の規模で存続している。2018年8月にサマルカンドのシーア派モスク（ただしシーア派アイデンティティは外向きにはけっして明示されない）でおこなった聞き取りからは、彼らが現在もなおアーシューラー儀礼をおこなっていること、しかしながらその実施は当局によってモスク敷地内でのみ許可されていることが確認できた〔学会発表〕 ；〔図書〕 〕このような公権力の側からシーア派に及ぼされる嚴重ともいえる管理統制は、ウズベキスタン・ムスリム宗務局がハナフィー・マートゥリーディー主義を思想的理念として標榜していることと無関係ではない。宗務局の若手ウラマーの一人、ハサンハン・カーリーの論説からも、歴史的な宗派関係とその記憶が、現代ウズベキスタン国家におけるシーア派の境遇やマジョリティたるスナ派側のシーア派観に影響していることを読みとることができる〔その他〕 〕

なお、中央アジア概念の淵源をさぐる考察からは、18世紀後半にドイツ啓蒙主義歴史学の新たな地域区分法のなかで設定されはじめた「中アジア」という地域が、当初から少なくともイランとは領域的に切り離されてイメージされていたことを確認できる〔学会発表〕 〕

## 5. 主な発表論文等

### 〔学会発表〕(計9件)

木村暁「中央アジア概念の淵源を考える」第5回 TUFUS 歴史・地域研究セミナー、2019年。

木村暁「近現代中央アジアのイラン人移民:その信仰を中心に」Tsukuba Global Science Week 2018、2018年。

木村暁「マンギト朝における君主号の変容:ハンからアミールへ」史学会第115回大会、2017年。

木村暁「聖なるブハラの創成:近世中央アジアの政治権力と都市」第40回中央ユーラシア研究会、2017年。

木村暁「ブハラ・アミール国とヒヴァ・ハン国の勅令」第15回中央アジア古文書研究セミナー、2017年。

木村暁「ブハラにおけるスンナ派・シーア派関係:イラン人の動向を中心に」 「前近代ユーラシアにおけるフロンティアとトランス・フロンティア」班研究会(班長:稲葉穰・京都大学人文科学研究所教授) 2016年。

木村暁「ブハラ・アミール国の法空間の変容:自存からロシア統治下へ」第8回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会、2016年。

木村暁「ロシア宗主権下ブハラのイラン人:とくにその法的・社会的地位について」2016年度東洋史研究会大会、2016年。

木村暁「ブハラ・アミール国の司法:政治体制とのかかわりを中心に」第7回近代中央ユーラシア比較法制度史研究会、2016年。

### 〔図書〕(計2件)

二ノ宮崇司、Khalmurzaeva Nodira、木村暁、Yem Natalya、Umida Ashurova、菊田悠、Sevara Ziyaeva、Elena Tsygalnitsky、Shirali Gulomaliev、Kuanyshtastanbekova、菅井健太、伊藤広宣、ダリヤグル・ショリナ、フィルダウス・ハサノフ、櫻間瑞希、Nargiza Khamidova『中央アジアから見る「人の動き」に対応する人文研究』筑波大学、2018年、17-23頁(分担)。  
小松久男、林俊雄、荒川正晴、稲葉穰、武田和哉、宇野伸浩、松田孝一、久保一之、木村暁、井上治、石濱裕美子、柳澤明、杉山清彦、岡洋樹、小沼孝博、濱本真実、長縄宣博、宇山智彦、前田弘毅、ほか『中央ユーラシア史研究入門』山川出版社、2018年、124-143頁(分担)。

### 〔その他〕(計2件)

ハサンハン・ヤフヤー・アブドゥルマジード著(木村暁・和崎聖日編訳・注釈)「ウズベク語におけるクルアーンの解釈と翻訳について」『日本中央アジア学会報』15号(掲載決定; 2019年刊行予定)。

カーミルジャーン・フダーイベルガノフ著(木村暁解説・編訳注)「イチャン・カラ水利抄史」『日本中央アジア学会報』15号(掲載決定; 2019年刊行予定)。

## 6. 研究組織

### (1)研究協力者

研究協力者氏名: カーミルジャーン・フダーイベルガノフ

ローマ字氏名: Komiljon Xudoyberganov

所属研究機関名: イチャン・カラ国立保護区博物館(ウズベキスタン共和国ヒヴァ市)

職名: 研究秘書